

4 総合的な危機管理・大規模災害対策特別委員会における村岡正嗣県議の質疑

2011年12月20日

村岡委員

- 1 この特別委員会の資料に地域防災計画の改正した内容は反映されているのか。また、議会でも、地域防災計画に女性や障がい者などの社会的弱者の声を反映してほしいという意見があったが、地域防災計画改正に関するワーキンググループの女性や障がい者の参加状況はどうなっているか。
- 2 学校防災についてであるが、東日本大震災の時に、児童の帰宅の際、学校の先生が児童を児童宅に連れて帰ったが保護者が不在であったのでドアを開け入ってしまったということが問題になったと伺っている。今回、原則、小中学校においては学校待機にしたのは私も妥当と考えるが、県として原則学校待機にした理由について伺いたい。

併せて、保護者との連絡をどうとるかということも重要である。電話やメール等による方法があるが、一方で学校は個人情報ということでは名簿も作れない状況である。県としてどのように取り組んでいくのか。

また、この委員会で津南町に視察に行った際、避難所になる学校の体育館の天井が落下すると非常に危険であり、避難者を受け入れる体育館の天井が落ちないようにすることが大事だということを知ってきた。当局としてはその後、体育館の天井について、研究をされたのか伺いたい。
- 3 宅地の耐震化については、いつ大規模災害が起こってもおかしくない状況にあるので、スピードが求められている。地すべり対策まで考えるとき、宅地の耐震化の調査や対策をロードマップとして作成しているのか。調査には私有地の立ち入りの必要があるため、その点で大変だと思うがどう考えているのか。
- 4 液状化のプロジェクトチームを作ったと聞いているが、何を目標、目的に設置し、現在まで

にどういうことをやってきたのか。

- 5 持ち家の耐震化については順調とのことだが、軽度の補強ならいいが、2～300万円の補強となると、なかなか進まない。平成20年の耐震化率は83%であるが、平成27年度末の耐震化率90%という目標については、持家についても同じか。

消防防災課長

- 1 この資料と地域防災計画改正の関係は、4ページの災害時応援協定の帰宅困難者支援や6ページの学校防災マニュアルの記述の部分で改正結果を反映させている。

5つのワーキンググループに女性メンバーの参加を得ており、それぞれグループ15人のうち、帰宅困難者対策に2人、備蓄物資の見直しに2人、放射能汚染対策に1人、避難所設置・運営に4人、災害対策本部の見直しに2人となっている。また、避難所設置・運営については、福祉団体からも参加をいただいている。

保健体育課主席指導主事

- 2 小中学校の児童生徒を学校に待機させておく点についてであるが、通常、各小学校等においては児童引渡し訓練を校庭等で行っているし、また多くの保護者が迎えに来るときに対応できる広い場所ということで引渡し場所は、原則校庭と考えている。また、天候や気候、引渡すまでの時間等によっては、耐震構造の安全が確保されている体育館や教室等の場所ということで進めているところである。

連絡体制の整備については、個人情報の観点から、連絡体制におけるメールの利用については、保護者に理解を得る文書を交わした上でメールアドレスを登録し、緊急の場合のみ使用するよう各学校に指導している。

避難所となる学校の体育館の天井が地震で落

下する点については、県立学校においては、天井などの非構造部材全てについて定期的に点検を行っている。また、小中学校においても学校保健安全法により、定期的に安全点検を実施することが義務付けられている。県としては、小中学校の設置者である市町村に対して、非構造部材の点検を実施するよう会議等で働きかけているところである。

都市計画課長

3 ご指摘のとおり、宅地耐震化の調査はスピードをもって取り組む必要がある。県では平成20年度から22年度にかけて3,000㎡以上の谷埋め盛土や20度以上の傾斜で5m以上の盛土箇所など、大規模な盛土造成地の調査を行った。これは阪神淡路大震災での実績を経験として設けられた基準である。この結果38市町においてこのような盛土があることが判明した。

都市計画課長 その後の2次調査、つまり危険であるかの調査については、民地に立ち入って地質調査などを行わなければならない。そのためには土地所有者等の合意形成が不可欠である。しかし、調査の結果により危険と判断されれば風評被害も想定されることから、立ち入り調査すら同意が得られない状況である。一方、こうした状況から宅地耐震化推進事業が進まないため、国では平成22年6月の行政事業レビューにより、この制度がより一層活用できるよう抜本的な見直しを行っている。

県としては、1次調査が終了しているの、国による制度の見直しが完了次第、速やかに市町村とともに地域の皆様との合意形成に着手できるよう、普及啓発活動などを図っていく。

都市整備部副部長

4 まず、液状化プロジェクトチームの設置目的については、今回の東日本大震災で、本県も液状化の被害が発生したことを教訓に、今後本県で予想される大地震での液状化により、県民の

宅地・建物に大きな被害が生じないように、また、被害の低減を図るためである。

これまでに、まずは、市町村を通じて県内の液状化の被害状況の把握を行った。次に、液状化しやすい条件の整理、液状化に対する対策工法の事例収集を行うとともに、液状化に対する国の支援策についての情報収集を行っているところである。

建築安全課長

5 持家の耐震化率の平成27年度末の目標は90%としている。

平成20年住宅土地統計調査から推計した住宅の耐震化率は83%であり、十分達成できると考えている。

村岡委員

1 先ほどの答弁では、県立学校の体育館の天井については点検をしており、市町村には実施するよう指導していると聞こえたが、実際、県として市町村の指導も含めて、点検そのものが終わったのか、その上で安全が確認できた部分があり、安全宣言が出せる状態があるのかどうかその点について伺いたい。

2 被害状況の調査については、市町村を通じてということであるが、実際に県内で液状化の被害があり、久喜市の南栗橋で被害を受けられた方々は、地盤の専門業者を呼んで、液状化の再発生を防ぐためにはどうしたらよいか学習を始めている。プロジェクトチームとしてはそのような研究まで視野に入れるべきである。プロジェクトチームは現地に行って現場から直接学んでいるのか。

保健体育課主席

1 本課としては、体育館の天井の安全性の確保について確認され指導主事していると認識している。

都市整備部副部長

2 市町村を通じて現状を調査したのは、プロジェクト発足と同時のことである。プロジェクトチームとしては、8月に久喜市の南栗橋の現地に行った。その際には、地元の久喜市に話を伺い、そのあと現地で液状化の状況を確認した。また、10月にも南栗橋の現地に行き、実際に家屋が復旧する現場を見ると同時に、施工業者から話を聞き、参考になっている。

村岡委員 液状化プロジェクトチームの活動については、しかるべき段階で、委員会に対し中間

報告をすること。

放射能汚染については、総合的な危機管理という意味で、また災害に強いという意味では、今本当に埼玉県にとっても大事な課題である。この特別委員会で横断的に審議もできるので、この放射線汚染についてまとめてこの特別委員会に報告すること。

委員長 今の村岡委員の発言については、意見・提言ではなくて、こちらで受け止めておく。

村岡委員 了解した。